

第4節 保険会社に対する行政処分

事前予防的行政から事後的監視行政への基本的転換の中で、法令違反行為が保険会社に認められた場合には、保険契約者保護等の観点から法令に則り厳正に対処してきているところである。

平成13年7月以降の行政処分の状況については、6社（全て国内保険会社）に対し6回の行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、特別な利益の提供、保険契約の判断に影響を及ぼす重要なものについて保険契約者等に誤解を与える事項を表示した資料の作成・配布、認可と異なる形での保険商品の販売、等となっている。